二十九　「一次冷却材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十三号に規定する一次冷却材をいう。

三十　「一次冷却系統設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十四号に規定する一次冷却系統設備をいう。

三十一　「最終ヒートシンク」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十五号に規定する最終ヒートシンクをいう。

三十二　「冠水維持設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十六号に規定する冠水維持設備をいう。

三十三　「試験用燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する試験用燃料体をいう。

三十四　「カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定するカバーガスをいう。

三十五　「原子炉カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十九号に規定する原子炉カバーガスをいう。

三十六　「炉心冠水維持バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十号に規定する炉心冠水維持バウンダリをいう。

三十七　「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

三十八　「原子炉冷却材バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十三号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

三十九　「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十四号に規定する原子炉カバーガス等のバウンダリをいう。

第四条第一項を次のように改める。

試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

第五条中「検査又は試験」を「試験又は検査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（試験研究用等原子炉施設の地盤）

第五条の二　試験研究用等原子炉施設（船舶に施設するものを除く。第六条、第六条の二及び第六条の三第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第六条の見出しを「（地震による損傷の防止）」に改め、同条第一項中「（船舶に施設するものを除く。次項において同じ。）」を削り、「地震力」の下に「（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3　耐震重要施設が試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条の次に次の三条を加える。

（津波による損傷の防止）

第六条の二　試験研究用等原子炉施設がその供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第六条の三　試験研究用等原子炉施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2　周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3　試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。

4　航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

第六条の四　試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

第七条中「燃料体、減速材及び反射材を支持する構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの」を「炉心支持構造物」に、「当該機器等」を「その安全機能の重要度に応じて、当該機器等」に改め、同条第二項中「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器」を「その安全機能の重要度に応じて、機器」に改め、同条第三項中「機器のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは」を「機器は、その安全機能の重要度に応じて」に改める。

第八条の見出しを「（遮蔽等）」に改め、同条中「試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（原子力船を含む。）内の外部放射線」を「工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条第一号中「しやへい能力」を「遮蔽能力」に改め、同条第二号中「いるものであること」を「いること」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次を加える。

試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるように施設しなければならない。

第九条の見出し中「換気」の下に「設備」を加え、同条第二号中「逆流」を「漏えいし難い構造であり、かつ、逆流」に改める。

第十条の見出しを「（逆止め弁）」に改め、同条中「容器又は管に」を「容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第九条及び第二十六条に規定するものを除く。）へ」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「しうる」を「し得る」に改め、同条第三項中「試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧水（ゆう）」を「湧水」に改める。

第二章の章名を「第二章　試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」に改める。